

日本外交文書

大正四年 第三冊 下卷

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の安全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正四年の本書は同年中に展開された欧州大戦関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

五	山東交戦地域撤廢一件	七九九
六	山東占領地ニ対スル施策一件	八一九
七	歐洲戦争ニ中国引入ノ為ノ交渉一件	八七八
八	本邦ニ於テ各国ノ兵器軍需品調達關係一件	九九一
九	歐洲開戦關係一件	一〇四
一〇	列国ノ和平工作一件	一一八
一一	歐洲戦争ニ対スル米国ノ中立態度一件	一二九
一二	雜件	一五七

一	独国人ノ東支鉄道破壞計画一件	一五七
二	新嘉坡ニ於ケル印度兵暴動一件	一八九

附録 日本外交文書大正四年第三冊日附索引

(以上下卷)

一 日英仏露四国同盟ニ関スル交渉一件	一
二 英仏露三国单独不講和宣言ニ日伊兩國加盟一件	三六
三 日本軍歐洲派遣ニ関スル交渉一件	九六
四 对中国諸問題解決ノ為ノ交渉一件	一〇七
一 中国トノ交渉	一〇七
二 列国トノ交渉	五三七

(以上上巻)

事項五 山東交戦地域撤廃一件

七二七 一月七日 在中国日置公使ヨリ
加藤外務大臣宛(電報)

中国側ガ我方ノ承諾無ク山東交戦地域ヲ撤廃ス
ルコト無キ様曹外交次長ヘ申入ノ件

第六号

(註)

貴電第六三六号ニ関シ一月四日曹汝霖ト面会篤ト御来示ノ趣旨ヲ説明シ我方ノ承諾ナク勝手ニ撤廃ヲ行フカ如キコトアリテハ極メテ重大ナル事態ヲ惹起スルニ至ルヘキ旨ヲ警告シタルニ曹ハ陸公使ヨリモ松井次官ニ会见ノ結果略同様ノ報告ニ接シ居レルカ本件ニ対スル支那側ノ立場ハ実ニ難渋至極ニシテ例セハ(一)自国軍隊ヲ何時迄モ原駐屯地点ニ帰還セシムルコト能ハサル為或地方ノ如キハ匪賊ノ横行甚シク人民被害ニ堪ヘサルコト(二)言語不通ノ為誤解ヲ醸シ日本兵ヨリ傷害ヲ受クル良民少カラサルコト(三)租借地域外ノ日本軍隊容易ニ撤退ノ模様ナキ為人心ノ動揺ヲ免レサルコト(四)山東省内ノ各地方団体ニ於テ政府攻撃ノ風潮ヲ醸シツ

五 山東交戦地域撤廃一件 七二七

ツアルコト等ハ重ナル事実ニシテ斯ノ如ク除外地域ノ不撤廃ハ日本ニ取リテ一利ナク支那ニ取リテハ百害アル有様ナルカ故ニ一日モ速ニ其實行ヲ希望シテ已マサル次第ナリト述ヘ尚松井次官ノ談ニヨレハ本件ハ年末年始経過シタル後閣議ニ依リ何分ノ義決定セラルヘシト申サレタル由ナルカ凡ソ何日頃ノ見込ナルヤ又若シ直ニ実行シ難キ事情アルニ於テハ時期ヲ定メテ同意セラルルコト叶フ間敷ヤト云ヘルニ付本官ハ閣議云々ノコトハ何等承知セサルモ本件ハ陸軍側ノ意嚮ヲ確ムル必要アルカ故ニ年始早々協議決定ノ運ニ至ラサルヘク又時期ヲ定ムルノ諾否ニ就テハ即答シ難キ所ナルカ要スルニ我方ノ同意ヲ經スシテ実行スルカ如キコト断シテ之レナキ様警告シ置クノ外ナキ旨ヲ繰返シ引取りタル次第ノ処一月六日夕刻別用ヲ以テ高尾ヲ曹汝霖ノ許ニ遣ハシタル際曹ハ話ヲ本件ニ及ホシ過日本使ニ説明シタル理由ノ外参政院ヨリノ質問竝独逸及某国公使ヨリ屢々苦